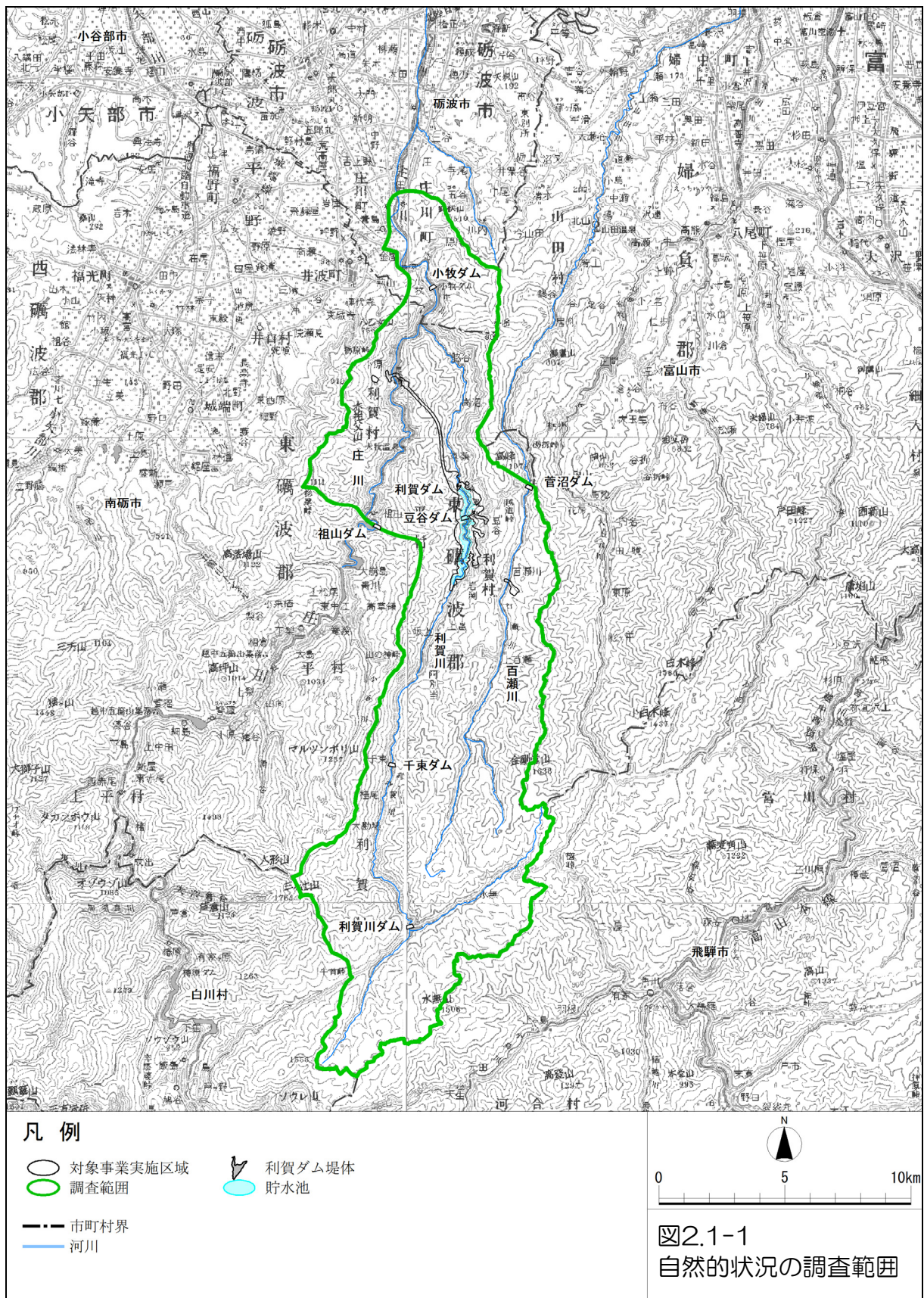


2. 利賀ダム周辺の概況

2.1 地域の自然的状況

地域の自然的状況は、流域界等の地形的特性を踏まえ、図2.1-1に示す庄川流域の一部である雄神橋から祖山ダムまでの残流域及び菅沼ダム流域(以降「自然的状況の調査範囲」と称す)を調査範囲とし、以下の項目について整理しました。ただし、景観の状況については、ダム堤体の視認性を考慮し、堤頂長の約100倍の範囲を設定しました。

- 大気環境の状況
- 水環境の状況
- 土壌及び地盤の状況
- 地形及び地質の状況
- 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況



(1) 大気環境の状況

1) 気象

自然的状況の調査範囲には、県により7カ所(高峰、上百瀬、栃原、利賀川ダム、あてびょう、山の神、水無)の雨量観測所が設置されています。また、事業者により3カ所の調査地点(民宿ながさき敷地内、利賀市民センター前、百瀬会館前)において風向及び風速の調査が実施されています。

高峰観測所における年間降水量は1,932～2,719mm、平均年間降水量は2,180.5mmでした(平成14年～平成19年)。利賀市民センター前調査地点における年間平均風速は1.5m/sで北の風が卓越していました(平成15年7月～平成16年6月)。なお、参考として「平成26年度版 日本の水資源について」(国土交通省水管理・国土保全局水資源部、平成26年8月)によると、年降水量の全国平均は1,690mmでした(1981～2010年の平均値(国土交通省水資源部調べ))。

2) 大気質

自然的状況の調査範囲において、国(事業者以外)及び県による大気質の調査は実施されていません。

事業者により2カ所(利賀市民センター前、百瀬会館前)で降下ばいじん量の調査が実施されています。利賀市民センター前調査地点における平成15年5月から平成16年6月までの降下ばいじん量の調査結果は、年間平均値で2.39t/km²/月、最高月値で6.68t/km²/月でした。

3) 騒音

自然的状況の調査範囲において、国(事業者以外)及び県による騒音の調査は実施されていません。

事業者により環境騒音4地点(利賀市民センター前、利賀郵便局、百瀬会館前、民宿ながさき敷地内)、道路交通騒音2地点(利賀市民センター前、百瀬会館前)の調査が実施されています。事業者による調査結果では、昼間の最大値は利賀市民センター前で59dB、夜間の最大値は利賀市民センター前で44dBでした。

なお、環境騒音のいずれの調査地点も環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型に指定されていません。

また、道路交通騒音のいずれの調査地点も騒音規制法(昭和43年法律第98号)に基づく道路交通騒音の要請限度の区域に指定されていません。

4) 振動

自然的状況の調査範囲において、国(事業者以外)及び県による振動の調査は実施されていません。

事業者により環境振動2地点(利賀市民センター前、百瀬会館前)、道路交通振動2地点(利賀市民センター前、百瀬会館前)の調査が実施されています。事業者による調査結果では、環境振動及び道路交通振動のすべての調査結果において、振動計の定量下限値である30dBを下回っていました。

なお、道路交通振動のいずれの調査地点も振動規制法(昭和51年法律第64号)に基づく道路交通振動の要請限度の区域に指定されていません。

(2) 水環境の状況

1) 水象

庄川は、岐阜県の烏帽子岳(標高1,625m)、山中山の山中峠(標高1,375m)を水源とし、飛騨山地から数々の支川を併せて富山県に入り、砺波市、高岡市、射水市を経て、日本海へ注ぐ長さ約115km、流域面積約1,189km²の一級河川です。

利賀ダムは、庄川の右支川である利賀川において、河口より約40km、庄川合流点より8kmの位置に建設される多目的ダムで、流域面積は95.9km²です。

利賀川のダムサイト地点の流況は、平成5年～平成30年において、日平均流量の最大値:153.70m³/s、平水:2.00m³/s(26カ年の平水流量の平均値)、日平均流量の最小値:0.24m³/s、26カ年の年平均流量の平均値は3.96m³/sでした。

また、平成5年～平成30年までの26カ年の月別平均流量をみると、融雪期である4、5月に多くなっています。

2) 水質

利賀川及び庄川において、事業者等により水質調査が実施されています。

庄川の雄神橋上流は、環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定の河川AA類型に指定されています。この値を参考に利賀川の水質調査地点における水質を、平成元年から平成30年の平均値で評価すると、利賀川では生活環境項目のうち脇谷地点でSSが環境基準を上回っているほかは、環境基準を満たしています。

健康項目については、いずれの項目においても環境基準を満足しています。

(3) 土壌及び地盤の状況

自然的状況の調査範囲における土壌は、「土地分布図(土壌図)富山県」(経済企画庁、昭和48年)によると、多様な土壌で形成されており、褐色森林土壌及び乾性褐色森林土壌が広く分布しています。また、常に地中水分に富む環境下であり、林地生産力は概して高いです。

(4) 地形及び地質の状況

1) 地形

自然的状況の調査範囲における地形は、「土地分布図(地形図) 富山県」(経済企画庁、昭和48年)によると、山地が広い範囲を占めており、中起伏山地や、起伏量400m以上の大起伏山地の占める割合が大きいです。また、自然的状況の調査範囲のうち、砺波市では小起伏大地や大起伏丘陵地、砂礫台地がみられます。対象事業実施区域周辺における地形は、大起伏山地が広い範囲を占めています。

なお、自然的状況の調査範囲では、重要な地形として、「自然環境保全調査報告書」(環境庁、昭和51年)によると、砺波市にある扇状地の一部が挙げられています。

2) 地質

自然的状況の調査範囲における地質は、「土地分布図(地質図) 富山県」(経済企画庁、昭和48年)によると、片麻岩、安山岩質集塊岩・凝灰角礫岩、花崗岩質岩石、泥岩、砂岩、砂礫等により形成されています。対象事業実施区域周辺における地質は、主に花崗岩質岩石となっており、対象事業実施区域下流では、安山岩質集塊石・凝灰角礫岩、花崗岩質岩石、砂岩、泥岩、礫、片麻岩で形成されていますが、上流側は、主に安山岩質集塊石・凝灰角礫岩、片麻岩により形成されています。

なお、自然的状況の調査範囲における重要な地質は、「自然環境保全調査報告書」(環境庁、昭和51年)によると、砺波市にある逆断層及び南砺市にある正断層が挙げられています。

(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1) 動物

① 地域の動物の生息状況

自然的状況の調査範囲においては、哺乳類36種、鳥類138種、爬虫類12種、両生類17種、魚類35種、陸上昆虫類等3,238種、底生動物343種、陸産貝類60種の合計3,879種が確認されています。

地域の動物の生息状況を表2.1-1に示します。

表 2.1-1 地域の動物の生息状況

分類群	現地調査	文献調査	現地及び文献調査
哺乳類	6目15科29種	7目14科31種	7目16科36種
鳥類	16目45科130種	15目37科99種	17目47科138種
爬虫類	2目6科12種	1目5科10種	2目6科12種
両生類	2目6科14種	2目6科17種	2目6科17種
魚類	7目10科33種	6目9科17種	7目11科35種
陸上昆虫類等	24目306科2,976種	15目160科1,015種	24目315科3,238種
底生動物	26目108科319種	10目44科123種	26目110科343種
陸産貝類	5目23科60種	—	5目23科60種

② 動物の重要な種

現地調査及び文献調査により対象事業実施区域及びその周辺では、哺乳類5種、鳥類32種、爬虫類2種、両生類5種、魚類11種、陸上昆虫類等61種、底生動物15種、陸産貝類27種の合計158種の重要な種が確認されています。

動物の重要な種を表2.1-2に示します。

表2.1-2 動物の重要な種

分類	種名(和名)
哺乳類	カワネズミ、コテングコウモリ、ホンドモモンガ、ヤマネ、カモシカ
鳥類	オシドリ、ミゾゴイ、ササゴイ、ヨタカ、イカルチドリ、コチドリ、タカブシギ、イソシギ、ミサゴ、ハチクマ、オジロワシ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、イヌワシ、クマタカ、アオバズク、アカショウビン、カワセミ、ヤマセミ、チゴハヤブサ、ハヤブサ、ヤイロチョウ、コシアカツバメ、サンショウクイ、サンコウチョウ、オオムシクイ、キバシリ、コサメビタキ、シマアオジ、ノジコ
爬虫類	タカチホヘビ、シロマダラ
両生類	クロサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、アカハライモリ、ナガレヒキガエル、トノサマガエル
魚類	スナヤツメ類、ニホンウナギ、ドジョウ、アカザ、ニッコウイワナ、サクラマス、サクラマス(ヤマメ)、カマキリ、カジカ(大卵型)、カジカ(中卵型)、ドンコ、ホクリクジュズカケハゼ
陸上昆虫類等	ニホンカワトンボ、トラフトンボ、ハッチョウトンボ、ナツアカネ、アキアカネ、ノシメトンボ、ミヤマアカネ、ヒメカマキリ、ミネトワダカワゲラ、クマコオロギ、クマスズムシ、カワラバッタ、ハネナガイナゴ、イブキコガシラウンカ、タケウチトゲアワフキ、アオクチブトカメムシ、ナカボシカメムシ、アカスジキンカメムシ、ヨツモンカメムシ、オオアメンボ、オオコオイムシ、ヤマトセンブリ、ヘリグロチャバネセセリ、ヒメシジミ本州・九州亜種、ウラギンシジミョウモン、オオムラサキ、ギフチョウ、オナガミズアオ本土亜種、クロウスタビガ、ミヤマキシタバ、ヒメシロシタバ、トラフムシヒキ、オオイシアブ、クロバネツリアブ、アイヌハンミョウ、ハンミョウ、マガタマハンミョウ、クロマメゲンゴロウ、ミズスマシ、クビボソコガシラミズムシ、セスジガムシ、シジミガムシ、ヒメオオクワガタ、オオチャイロハナムグリ、シナノキチビタマムシ、フタキボシカネコメツキ、ゲンジボタル、ヘイケボタル、ヒメボタル、ミヤマカミキリ、ルリボシカミキリ、オオセイボウ、エゾアカヤマアリ、トゲアリ、キオビホオナガスズメバチ、ヤマトアシナガバチ、スギハラクモバチ、フタモンクモバチ、クロマルハナバチ、クズハキリバチ、マイマイツツハナバチ
底生動物	モノアラガイ、カワコザラガイ、マシジミ、マメシジミ属、ドブシジミ、サワガニ、ムカシトンボ、ミヤマサナエ、ナツアカネ、アキアカネ、ミネトワダカワゲラ、フライソニアミメカワゲラ、オオミズスマシ、クビボソコガシラミズムシ、ゲンジボタル
陸産貝類	ゴマオカタニシ、ヤマキサゴ、ヤマタニシ、ヤママメタニシ、ヒラマキガイモドキ、ナガナタネガイ、キセルガイモドキ、オクガタギセル、イボイボナメクジ、オオコウラナメクジ、ミドリベッコウ、ヒラベッコウ、クリイロベッコウ、ハクサンベッコウ、キヌツヤベッコウ、ビゼンキビ、ヒメハリマキビ、スジキビ、オオウエキビ、オオタキキビ、タカキビ、エチゼンビロウドマイマイ、ケハダビロウドマイマイ、ココロマイマイ、コシタカコベソマイマイ、ヤマタカマイマイ、オウミケマイマイ

注) 1.種名は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト[平成30年度版]」に準じました。

注) 2.重要な種の選定根拠は、以下のとおりです。

- ・「文化財保護法(昭和25年法律第214号)」又は「富山県文化財保護条例(昭和38年富山県条例第11号)」に基づき指定された天然記念物及び特別天然記念物
- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)」に基づき指定された国内希少野生動植物種
- ・「環境省レッドリスト2019の公表について」(環境省、平成31年3月)の掲載種
- ・「富山県の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックとやま2012ー(富山県、2012年8月)」の掲載種
- ・その他有識者により指摘された重要な種

2) 植物

① 地域の植物の生育状況

自然的状況の調査範囲においては、維管束植物等1,426種、付着藻類152種、蘚苔類・地衣類・菌類86種の合計1,664種が確認されています。地域の植物の生育状況を表2.1-3に示します。

表 2.1-3 地域の植物の生育状況

分類群	現地調査		文献調査		現地及び文献調査	
	科数	種数	科数	種数	科数	種数
維管束植物等(車軸藻類含む)	138	1,082	136	1,083	147	1,426
付着藻類	—	135	—	36	—	152
蘚苔類・地衣類・菌類	—	66	—	24	—	86

② 植生

自然的状況の調査範囲においては、森林の大部分が伐採等の人為的影響により、ブナ、ミズナラ、コナラ等の優占する二次林となっています。全体的にはミズナラの優占度が高く、日本海側多雪地帯における代表的なブナクラス域代償植生であるオオバクロモジーマズナラ群集が最も広く確認されました。また、二次林であるが自然度のやや高い植生として、高標高地域の斜面上部から尾根にかけてはブナミズナラ群落、谷の合流点の小さな扇状地等にはオニグルミ群落が確認されました。一方、自然度の高い植生として、川沿いの崖地や沢筋などにはイワキンバイーマヤマアブラススキ群落及びチャボガヤークヤキ群集、尾根沿いにはアカミノイヌツゲクロベ群集、利賀川沿いにはツルヨシ群集、シロヤナギ群集及びウワバミソウーマヤマカワラハンノキ群集が確認されました。

③ 植物の重要な群落及び重要な種

現地調査により対象事業実施区域及びその周辺では、重要な植物群落1群落、維管束植物等35種、蘚苔類・地衣類・菌類4種の合計39種1群落の重要な種が確認されています。

植物の重要な群落及び重要な種を、表2.1-4に示します。

表2.1-4 植物の重要な群落及び重要な種

分類	種名(和名)、群落名
群落	庄川のサイカチ群落
維管束植物等(車軸藻類含む)	ノダイオウ、マダイオウ、トガマダイオウ ^{*1} 、アズマイチゲ、オオミスミソウ、ヤマシャクヤク、ツメレンゲ、イワキンバイ、モメンツル、イワウメツル、ムカゴニンジン、シャクジョウソウ、サツキ、チョウジソウ、イヌタヌキモ、オグルマ、ヒメシャガ、カキツバタ、ヒロハノドジョウツナギ、ネズミノオ、クロアブラガヤの可能性のある種 ^{*2} 、コアニチドリ、エビネ ^{*3} 、キンセイラン、キンラン、カキラン、ベニシュスラン、セイトカスズムシソウ、ウチョウラン、イヌマムカゴ、オオヤマサギソウ、トキソウ、シャジクモ、オオシャジクモ、コフラスコモ
蘚苔類	オオミズゴケ、ウキゴケ、イチョウウキゴケ、タマノウタケ

注)1.

- *1 トガマダイオウは、有識者による「和名に地域の名称が用いられており、重要な種であるノダイオウと近縁種との交雑種であることを鑑み、重要な種に類する。」との指摘により、維管束植物の重要な種に相当すると判断しました。
- *2 クロアブラガヤの可能性のある種は、有識者による同定の結果、ヒメクロアブラガヤの可能性もあるとされたことから、「可能性のある種」として整理しました。重要な種の選定のランクは、クロアブラガヤとして整理しました。
- *3 エビネは、エビネ属の一種を含めて整理しました。

注)2.種名は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト[平成30年度版]に準じました。

注)3.重要な種の選定根拠は、以下のとおりです。

- ・「文化財保護法(昭和25年法律第214号)」又は「富山県文化財保護条例(昭和38年富山県条例第11号)」に基づき指定された天然記念物及び特別天然記念物
- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)」に基づき指定された国内希少野生動植物種
- ・「環境省レッドリスト2019の公表について」(環境省、平成31年3月)の掲載種
- ・「富山県レッドデータブック：「富山県の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックとやま2012ー(富山県、2012年8月)」の掲載種
- ・「植物群落レッド・データブック((財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員会、平成8年4月)」に掲載されている植物群落
- ・その他有識者により指摘された重要な種

3) 生態系

① 上位性

食物連鎖の観点からみると、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林で構成する植物及びこれらの植物を餌とする昆虫類等の無脊椎動物が、食物連鎖の底辺を支えています。その上位に両生類、爬虫類、鳥類及び哺乳類が生息しており、当該地域ではクマタカ等の猛禽類が、最上位に位置しています。

② 典型性(陸域)

利賀ダム周辺の陸域で典型的にみられる動植物の生息・生育環境として、ブナ・ミズナラを主要な構成種とし、一部パッチ状のスギ・ヒノキ植林を含み、稜線から山腹を広い範囲で被覆する落葉広葉樹林で構成される「パッチ状のスギ・ヒノキ植林を含む落葉広葉樹林」があげられます。さらに、河川沿いの段丘や谷筋に形成された水田耕作地環境で構成される「耕作地環境」があげられます。

③ 典型性(河川域)

河川域で典型的にみられる動植物の生息・生育環境は、「扇状地を流れる川」、「渓谷的な川」、「山地を流れる川」、「源流的な川」及び「貯水池」の5つに区分できます。

「扇状地を流れる川」は、庄川の雄神橋から庄川用水合^{こうぐち}口ダムまでの区間約1.9kmにみられ、山裾から平野に抜ける扇状地であり、周囲には水田、畑地等の耕作地がひろがっています。

「渓谷的な川」は、利賀川の小牧ダム上流端部から利賀川の関西電力利賀ダム(通称「豆谷ダム」。以降「豆谷ダム」と称す)までの区間8.5kmにみられ、川の下刻作用により形成された山地の溪流であり、河川沿いに平坦部はほとんどなく、山地の斜面が迫っています。

「山地を流れる川」は、利賀川の豆谷ダム上流端部から岩渕までの区間約7.2kmと、菅沼ダム上流端部から中村までの区間約4.0kmにみられ、山間部の峡谷と峡谷に挟まれた盆地を流れる河川であり、周囲には落葉広葉樹林や水田、畑地等の耕作地、宅地等がひろがっています。

「源流的な川」は、利賀川に流入する小支川約23.0kmと、百瀬川に流入する小支川約2.3kmにみられ、山間部の谷間を流れる源流的な河川であり、川幅は狭く、階段状の小滝が多くみられます。河川の上空は完全に樹木に覆われています。

「貯水池」は庄川用水合口ダム貯水池及び小牧ダム貯水池と、利賀川の豆谷ダム貯水池であり、止水的な環境であり、貯水池の上空は完全に開けています。

(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1) 景観

自然的状況の調査範囲における自然景観資源の分布は、「第3回自然環境保全基礎調査富山県自然環境情報図(環境庁、平成元年)」、「第3回自然環境保全基礎調査石川県自然環境情報図(環境庁、平成元年)」及び「第3回自然環境保全基礎調査岐阜県自然環境情報図(環境庁、平成元年)」によると、河成段丘、湖沼、非火山性高原、滝等が分布しており、滝、峡谷・溪谷等が分布する山地を源とする多数の河川が、溪谷景観を呈しながら庄川本川に流入しています。

2) 人と自然との触れ合いの活動の場

自然的状況の調査範囲における人と自然との触れ合いの活動の場は、文献によると、水記念公園(舟戸公園)、庄川峡、八乙女山・大寺山ハイキングコース、利賀川(下島橋～万世橋)、百瀬川(菅沼ダム～中村橋)、河童の郷、利賀国際キャンプ場等があります。

2.2 地域の社会的状況

地域の社会的状況は、自然的状況の調査範囲を含む自治体として図2.2-1に示す砺波市及び南砺市の全域(以降「社会的状況の調査範囲」と称す)を対象とし、以下の項目について整理しました。

ただし、産業廃棄物の最終処分場及び再資源化施設の状況については、対象事業実施区域から50kmの範囲を設定しました。

- ・人口及び産業の状況
- ・土地利用の状況
- ・河川、湖沼及び地下水の利用の状況
- ・交通の状況
- ・学校、病院等の状況
- ・下水道の整備の状況
- ・法令等の規制の状況
- ・その他の事項

(1) 人口及び産業の状況

1) 人口の状況

社会的状況の調査範囲における人口は、各市によると令和3年2月末段階で、砺波市が47,958人、南砺市が49,391人となっています。また、人口の推移は、砺波市は増加傾向、南砺市は昭和50年以降減少傾向にあります。なお、平成30年における年齢階層別の砺波市及び南砺市の人口は、65才以上が砺波市では30.0%、南砺市では38.2%を占めており、概ねつぼ型の人口構成を示しています。

2) 産業の状況

社会的状況の調査範囲における平成27年の就業者数は、「国勢調査(総務省統計局、平成27年)」によると、砺波市、南砺市ともに第3次産業の就業者の占める割合が最も高く、砺波市では60.1%、南砺市では55.6%です。業種別にみると、砺波市、南砺市とも、製造業の就業者数が最も多く、次いで卸売・小売業、医療・福祉となっています。

(2) 土地利用の状況

1) 土地利用の状況

社会的状況の調査範囲における土地利用の状況は、「平成30年度版富山県勢要覧」によると、砺波市及び南砺市ともに田及び山林の割合が最も高く、砺波市では田が55.5%、山林が23.1%となっており、南砺市では田が40.1%、山林が37.8%となっています(民有地のみ)。

2) 土地利用計画

社会的状況の調査範囲における都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域内の用途地域の指定状況は、砺波都市計画によると、砺波市の一部が用途地域に指定されています。また、南砺都市計画によって、南砺市の一部が用途地域に指定されています。

また、社会的状況の調査範囲における土地利用基本計画は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)によると、砺波市は大部分が農業地域及び都市地域に指定されており、自然公園地域に指定されている地域は存在しません。南砺市は、大部分が森林地域に指定されており、南砺市の北西部の一部が農業地域及び都市地域に指定されています。

(3) 河川、湖沼及び地下水の利用の状況

1) 河川及び湖沼の利用

庄川及び利賀川における河川の利水状況は、表2.2-1に示すとおりとなっています。庄川では、農業用水、水道用水、工業用水、発電用水及び消流雪用水に利用されています。また、利賀川では、農業用水及び発電用水に利用されています。

表 2.2-1 庄川及び利賀川の利水の状況

河川名	項目	農業用水	水道用水	工業用水	発電用水	消流雪用水
庄川	件 数	6	3	3	30	1
	最大取水量計 (m ³ /s)	83.967	1.720	4.4287	1,761.45	0.00521
利賀川	件 数	—	—	—	3	—
	最大取水量計 (m ³ /s)	—	—	—	27.700	—

資料) 富山河川国道事務所より情報提供 (R3.3)

2) 地下水の利用

社会的状況の調査範囲における地下水の利用状況は、平成27年度に実施された地下水揚水量実態調査によると、砺波市では、1,153万m³/年が利用されており、うち44.7%が工業用に利用されています。また、南砺市では、322万m³/年が利用されており、うち46.8%が工業用に利用されています。

(4) 交通の状況

社会的状況の調査範囲における主要な道路は、一般国道156号、一般国道304号、一般国道359号、一般国道471号等があります。また、砺波市には高規格幹線道路である北陸自動車道が、南砺市には東海北陸自動車道があります。

鉄道路線は、JR西日本の城端線が砺波市と南砺市を南北に縦断し、高岡市まで通じています。また、砺波市では、加越能鉄道がバス路線を運営している他、市の委託によりとなみ観光交通が砺波市営バスを運営しています。南砺市では南砺市が南砺市コミュニティバスを運営しています。

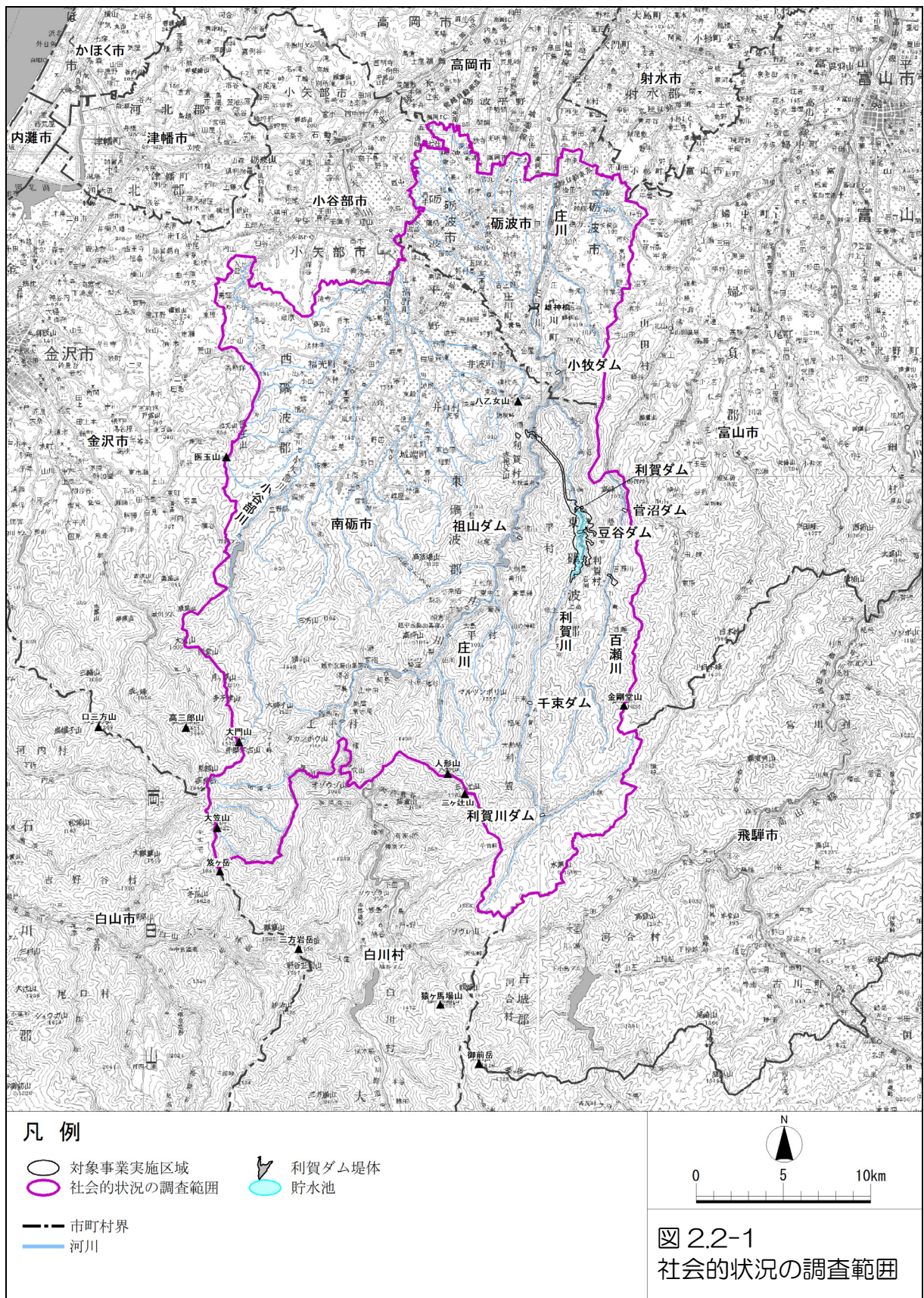
(5) 学校、病院等の状況

社会的状況の調査範囲における環境保全についての配慮が特に必要な施設は、「平成30年度版富山県勢要覧」によると、保育所、学校等が104件、病院及び診療所が111件、社会福祉施設が131件存在します。

(6) 下水道の整備の状況

社会的状況の調査範囲における下水道の整備の状況は、「富山県の下水道」(富山県、平成31年3月)によると、砺波市では小矢部川処理区に、南砺市は黎明・上梨・西赤尾・小矢部川処理区に区分され、下水道事業が実施されています。

また砺波市及び南砺市の平成29年度末の水洗化率は、それぞれ89.1%、92.8%となっています。



(7) 法令等の規制の状況

法令等の規制の状況を、表2.2-2に示します。

表 2.2-2 環境関係法令等による規制等の状況一覧(1/3)

法 令 等		指定状況及び規制基準の内容	
		対象事業実施区域及びその周辺の区域	社会的状況の調査範囲
環境基本法に基づく環境基準	大 気 汚 染	二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、シクロロメタンの環境基準	二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、騒音に係る環境基準の地域の類型は、指定されています。
	騒 音	騒音に係る環境基準の地域の類型は、指定されています。	騒音に係る環境基準の地域の類型は、砺波市及び南砺市の一部がA、B、Cの各類型に指定されています。
	水 質 汚 濁	人の健康の保護に関する環境基準 生活環境の保全に関する環境基準の水域類型は、庄川が河川AA類型に指定されています。利賀川は水域類型の指定はされていません。	生活環境の保全に関する環境基準の水域類型は、雄神橋より上流から県境までの区間が河川AA類型に、雄神橋から下流が河川A類型に指定されています。また、支川の和田川上流が河川A類型に指定されています。また、砺波市内を流れる小矢部川のうち、市町村境界から太美橋までの区間が河川A類型に、太美橋から上流が河川AA類型に指定されています。また、支川の山田川が二ヶ淵堰堤までの区間が河川A類型に、二ヶ淵堰堤より上流の区間が河川AA類型に指定されています。
	地 下 水 の 水 質 汚 濁	地下水の水質汚濁に係る環境基準	
	土 壌 の 汚 染	土壌の汚染に係る環境基準	
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準		ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準	
大気汚染に係る規制	大 気 汚 染 防 止 法	社会的状況の調査範囲は、第3条第2項の規定に基づくいおう酸化物に係る指定地域の100号区域(その他)に指定されており、K値は17.5とされています。 第4条第1項の規定に基づく条例で排出基準を定める地域は県の全域であり、社会的状況の調査範囲における当該施設に対して適用されます。 第5条の2第1項の規定に基づく指定ばい煙の総量規制指定地域に指定されていません。 第15条の2第1項の規定に基づくいおう酸化物に係るばい煙発生施設の燃料使用基準に係る指定地域に指定されていません。	
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第6条第1項に基づく窒素酸化物対策地域又は第8条第1項に基づく浮遊粒子状物質対策地域に指定されている地域はありません。	
	大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	県の全域を対象に大気汚染防止法に基づく排出基準の上乗せ排出基準が定められています。	
	富山県公害防止条例	特定施設の指定、大気関係有害物質等の規制基準が定められています。	
騒音に係る規制	騒 音 規 制 法	特定工場において発生する騒音に係る規制基準の指定区域に指定されていません。	特定工場において発生する騒音に係る規制基準について、砺波市及び南砺市の一部が第1種から第4種の各区域に指定されています。
		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は指定されていません。	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準について、砺波市及び南砺市の一部が第1号区域に指定されています。
		自動車騒音の要請限度の指定区域に指定されていません。	自動車騒音の要請限度について、砺波市及び南砺市の一部がa、b及びc区域に指定されています。
	富山県公害防止条例	特定施設を指定するとともに、規制基準を定めています。 砺波市及び南砺市の全域が第1種から第4種及びその他の区域のいずれかの区域に指定されています。	

表 2.2-2 環境関係法令等による規制等の状況一覧(2/3)

法 令 等		指定状況及び規制基準の内容	
		対象事業実施区域及びその周辺の区域	社会的状況の調査範囲
振動に係る規制	振 動 規 制 法	特定工場において発生する振動に係る規制基準は指定されていません。	特定工場において発生する振動に係る規制基準について、砺波市及び南砺市の一部が第1種及び第2種区域に指定されています。
		特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は指定されていません。	特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準について、砺波市及び南砺市の一部が第1号及び第2号区域に指定されています。
		道路交通振動の要請限度の区域に指定されていません。	道路交通振動の要請限度について、砺波市及び南砺市の一部が第1種及び第2種区域に指定されています。
悪臭に係る規制	悪 臭 防 止 法	工場その他の事業場から排出される特定悪臭物質濃度に係る基準は指定されていません。	工場その他の事業場から排出される特定悪臭物質濃度に係る規制基準について、砺波市及び南砺市の一部が地域の指定を受けています。
水質汚濁に係る規制	水 質 汚 濁 防 止 法	有害物質による汚染及びその他の汚染についての排水基準が定められています。	
	大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	1日当たりの平均的な排出水量が10,000m ³ 以上の特定事業場には一部有害物質に係る上乗せ排水基準が適用されます(社会的状況の調査範囲に含まれる小矢部川水域では、1日当たりの平均的な排出水量が50m ³ 以上の特定事業場に適用されます)。	
	富山県公害防止条例	汚水又は廃液に係る規制基準が定められています。	
ダイオキシン類に係る規制	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に係る大気基準適用施設及び大気排出基準、水質基準対象施設及び水質排出基準が定められています。	
土壌汚染に係る規制	土 壌 汚 染 対 策 法	土壌汚染対策法に基づく要措置区域等に指定されている区域はありません。	
環境基本法に基づく公害防止計画		公害防止計画の策定を指示された地域はありません。	
富 山 県 環 境 基 本 条 例		環境の保全に関する基本的な施策が定められています。 環境保全への取り組みを実施する際の指針が「富山県環境基本計画」として策定されています。	
自 然 公 園 法		国立公園及び国定公園に指定されている地域はありません。	南砺市の一部が白山国立公園に指定されています。指定区域の一部は特別保護地区に指定されています。
富 山 県 自 然 公 園 条 例		県立自然公園に指定されている地域はありません。	南砺市の一部が五箇山、白木水無、医王山県立自然公園に指定されています。
富 山 県 定 公 園 規 則		牛岳県定公園がダム下流付近に指定されています。	庄川峡、増山城跡、夢の平、桜ヶ池、八乙女山閑乗寺、牛岳の合計6カ所が指定されています。
自 然 環 境 保 全 法 自 然 環 境 の 保 全 及 び 緑 化 に 関 する 条 例		自然環境保全地域等に指定されている地域はありません。	南砺市において、縄ヶ池・若杉、山の神、谷内谷が自然環境保全地域に指定されています。このうち山の神の全域及び谷内谷の一部が特別地区に指定されており、谷内谷の一部が野生動植物保護地区に指定されています。
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約		世界遺産一覧表に記載されている自然遺産の区域はありません。	白川郷・五箇山の合掌造り集落が世界文化遺産に登録されています。
都 市 緑 地 法		緑地保全地域等に指定されている地域はありません。	
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律		生息地等保護区に指定されている区域はありません。	

*：法令とは別に、ダム上流域には国有林野「森林生態系保護林地域」が設定されています。

表 2.2-2 環境関係法令等による規制等の状況一覧(3/3)

法 令 等	指定状況及び規制基準の内容	
	対象事業実施区域及びその周辺の区域	社会的状況の調査範囲
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	利賀鳥獣保護区がダム下流付近に指定されています。	砺波市内において2カ所、南砺市内において9カ所、両市にまたがる地区1カ所の合計12カ所が鳥獣保護区(特別保護地区4カ所を含む)に指定されています。
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく登録簿に掲載された湿地の指定はありません。	
文化財保護法	ダム下流付近の脇谷のトチノキが国指定天然記念物に指定されています。	南砺市の脇谷のトチノキが国指定天然記念物に指定されています。また、県内のライチョウ及びカモシカが国指定特別天然記念物に指定されており、県内の越の犬、イヌワシ、イタセンバラ、ヤマナが国指定天然記念物に指定されています。
富山県文化財保護条例	ダム上流付近の坂上の大杉が県指定天然記念物に指定されています。	砺波市は厳照寺の門杉の1カ所、南砺市は赤祖父の天然福寿草自生地、坂上の大杉など6カ所が県指定天然記念物に指定されています。また、県内のクモマツマキチョウが県指定天然記念物に指定されています。
市町村文化財保護条例	ダム上流付近の坂上のカツラが南砺市天然記念物に指定されています。	砺波市指定文化財として、名勝が1カ所、天然記念物が7カ所、南砺市指定文化財として、史跡名勝天然記念物が1カ所、名勝が4カ所、名勝天然記念物が4カ所、天然記念物が30カ所指定されています。
都市計画法	風致地区に指定されている区域はありません。	
森林法	一部が土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林に指定されています。	一部が水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林又は保健保安林に指定されています。
砂防法	一部が砂防指定地に指定されています。	神通川水系、庄川水系、小矢部川水系で合計220カ所が砂防指定地に指定されています。
鉱業法	鉱区禁止地域に指定されている地域はありません。	鉱区禁止地域に指定されている地域はありません。南砺市内において1カ所の採掘権、9カ所の試掘権が指定されています。
温泉法	1カ所の温泉源泉が存在します。温泉法に指定された国民保養温泉地は存在しません。	砺波市には7カ所、南砺市には26カ所の温泉源泉が存在します。温泉法に指定された国民保養温泉地は存在しません。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域はありません。	砺波市内において14カ所、南砺市内において24カ所の合計38カ所が急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。
地すべり等防止法	7カ所が地すべり防止区域に指定されています。	砺波市において20カ所、南砺市において45カ所の合計65カ所が地すべり防止区域に指定されています。
景観法	景観計画区域に指定されている区域はありません。	

(8) その他の事項

1) 産業廃棄物の最終処分場及び中間処理施設の分布状況

対象事業実施区域から50kmの範囲には、中間処理施設が135カ所、最終処分施設が6カ所、最終処分及び中間処理兼用施設が2カ所、処理区分不明施設が14カ所存在します。